



報道機関 各位

記者発表資料  
 令和4年11月24日(木)  
 問い合わせ先：出納課  
 課長：小泉  
 担当：市川、阿部  
 電話：829-1595  
 内線：3810

キャッシュレス決済に対応した窓口を拡大します

さいたま市では、多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、窓口における手数料等についてキャッシュレス決済の導入を進めています。

**令和4年12月1日から**、次のとおり、対象窓口や決済手段を拡大します。

1 住民票の写し、税証明等の交付手数料 **対象窓口の拡大**

キャッシュレス決済に対応した窓口を2か所から45か所に拡大します。

(1) 対象窓口

令和4年11月30日まで	令和4年12月1日から
(試行導入) ・大宮区役所区民課 ・北部市税事務所市税の総合窓口  <p style="text-align: right;"><b>計2か所</b></p>	・区役所区民課 (全10か所) ・市税事務所市税の総合窓口 (全2か所) ・市税の窓口 (全8か所) ・支所 (全16か所) ・市民の窓口 (全9か所)  <p style="text-align: right;"><b>計45か所</b></p>

(2) 決済手段

クレジットカード決済・電子マネー決済・二次元コード決済

2 文化・教育施設の観覧料(入館料)等 **決済手段の拡大**

クレジットカード決済・電子マネー決済に加え、新たに二次元コード決済に対応します。

(1) 対象施設

大宮盆栽美術館・岩槻人形博物館・青少年宇宙科学館・うらわ美術館

(2) 決済手段

令和4年11月30日まで	令和4年12月1日から
・クレジットカード決済 ・電子マネー決済	・クレジットカード決済 ・電子マネー決済 ・ <b>二次元コード決済</b>

### 3 利用可能な決済手段

## クレジット/デビット/プリペイド



## 電子マネー



### 交通系電子マネー



## 二次元コード（QRコード\*）



\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

■二次元コードは12月1日から順次導入